

公益財団法人板橋区スポーツ協会  
受取会費等及び寄附金の使途に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、理事会が別に定める加盟団体の「会費及び賛助会費等に関する規程」第4条において、協会の運営に充てることとして受領した会費等及び寄附金の使途について定めることを目的とする。

(使途)

第2条 この法人においては、協会の運営に充てることとして受領した会費及び寄附金については、「収益事業等会計」の赤字に充当し、残額は運転資金の確保のため全額「法人会計」に充当する。

2 前条に基づき事業実施にあたり必要となる十分な運転資金を確保したと理事会が判断した場合には、法人会計で多額の利益が計上されないように留意しなければならない。

3 「公益目的事業会計」、「収益事業等会計」、「法人会計」の区分については、行政庁に提出している事業区分によるものとする。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成30年度に受領した受取会費等及び寄附金から適用する。

2 令和3年9月15日 一部改訂（第1条、第2条）

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。